平成２３年（フ）第１３号
福岡県久留米市篠原町４番地10　トーカンマンション久留米駅東707号
債務者　江田　千敏（通称からくりや）
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１９号
福岡県久留米市三潴町生岩548番地６
債務者　下牧　恵美（旧姓吉冨）
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第７１８号
大分市大字小池原303番地の７　市営１Ａ３―501
債務者　菅　　武弥
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第７１９号
大分市大字小池原303番地の７　市営１Ａ３―501
債務者　菅　由美子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４５号
大分市小佐井１丁目８番12号　ドエル里Ｂ202
債務者　左藤　真代（旧姓東田）
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４９５号
宮崎市大字内海6630番地
債務者　楠浦　和武
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１６号
宮崎市鶴島３丁目71―２　モントレ宮崎102、住民票上の住所宮崎県都城市早水町3448番地
債務者　谷口　智子（旧姓冨田）
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１９号
宮崎市堀川町147番地　第２グリーンコーポ206号、前住所宮崎市昭和町54番地６
債務者　奈須　信貴
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５号
栃木県真岡市亀山１丁目24番地13
債務者　有馬　由佳
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２２年（フ）第６４３号
金沢市七ツ屋町ニ25番地１　コーポ中嶋201号室、従前の住所金沢市暁町１番９号
債務者　府玻　伸政
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６９２号
金沢市窪３丁目315番地
債務者　藤立　政秀
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６９３号
金沢市藤江北３丁目111番地10、従前の住所金沢市粟崎町４丁目８番地41
債務者　越村　栄一
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５６７号
山梨県甲府市大里町3876番地４
債務者　長岡　夏姫
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７号
山梨県中央市東花輪1712番地１　古屋住宅Ｃ
債務者　水野　和憲
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９号
山梨県南アルプス市小笠原1599番地２
債務者　川崎　恭子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４号
山梨県南巨摩郡南部町福士2639番地
債務者　遠藤　真弓
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３号
長野市上松２丁目28番８号
債務者　塚田　玄子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係